


 公益社団法人福岡中部法人会

法人会ニュース


 福岡中部法人会
 ホームページはこちらから

●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆「税の相談日」のご案内
- ◆協力3社の相談窓口一覧

●本部等の行事

月	日	曜	内容		
8	5	(月)	合同（広報・社会貢献）委員会	15:00～16:00	於：福岡税務署 会議室
8	9	(金)	委員長・副委員長等事務打ち合わせ	15:00～	於：富士火災福岡ビル 会議室
8	27	(火)	改正税法説明会	15:00～16:30	於：福岡ガーデンパレス
9	5	(木)	決算事務説明会	14:00～16:30	於：福岡ガーデンパレス

●支部の行事

月	日	曜	内容		
8	9	(金)	真夏の夜のつどい （第12支部ビアガーデン親睦会）	19:00～	於：てんそら 八仙閣 天神スカイビアテラス店
8	21	(水)	（第6支部会員交流会）納涼会	18:30～	於：ヒルトップリゾート福岡
8	24	(土)	第10支部主催 税の勉強会セミナー	13:00～15:00	於：大連ビル 3F

●青年部会の行事

月	日	曜	内容		
8	3	(土)	家族懇親 海辺でバーベキュー大会	11:30～15:30	於：ハーバーハウス バーベキューガーデン
8	7	(水)	役員会	10:00～11:00	於：事務局 会議室

●事務局

月	日	曜	内容		
8/13～8/15			夏季休暇		

(I) 税務カレンダー

8月10日 (土曜・休日につき8月13日)

- 源泉所得税の納付

8月31日 (土曜・休日につき9月2日)

- 6月決算法人の確定申告
- 12月決算の法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告
- 個人事業者の消費税・地方消費税の中間申告

(II) 知らないと損する税情報

事業承継税制

税理士 堤 一 博

今回は、中小企業の株式に係る相続税・贈与税についての特例の入り口のお話をさせていただきます。

中小企業・小規模事業者は、日本の経済・社会の基盤を支えている大きな柱です。大きな雇用の担い手であり、多種多様な技術・技能の担い手である中小企業・小規模事業者の活力を維持していくためには、事業承継を円滑に進めることによってその有する事業価値をしっかりと次世代に引き継ぎ、事業活動の活性化を実現することが急務とされました。このような中小企業・小規模事業者の問題に取り組み、その支援を目的とし、その事業承継を円滑に進めるために、2008年(平成20年)10月に「中小企業経営承継円滑化法」(正式名称:「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」)が施行されました。

「事業承継」とはどのようなものか、中小企業庁が令和4年3月に改訂した「事業承継ガイドライン(第3版)」に沿ってご紹介します。

「経営承継円滑化法」においては、現在4つの支援措置があり、①「事業承継税制」、②「民法の特例」、③「金融支援」及び④「所在不明株主に関する会社法の特例」(2018年(平成30年)に追加)で、このうち①「事業承継税制」は、「経営承継円滑化法」に基づく認定を受けて、会社や個人事業の後継者が取得した一定の資産について、贈与税や相続税の納税を猶予する制度です。この事業承継税制には、会社の株式等を対象とする「法人版事業承継税制」と、個人事業者の事業用資産を対象とする「個人版事業承継税制」の二つの制度からなっています(②~④の説明は割愛させていただきます。)

対象	内容	説明	認定に必要な手続き
個人事業主	事業用資産に係る贈与税・相続税の納税猶予	先代の経営者からの事業用資産を贈与または相続により取得時、相続税・贈与税の納税が猶予される制度。	都道府県知事の認定が必要
法人	非上場株式等に係る贈与税・相続税の納税猶予	先代の経営者から中小企業の非上場株式などを贈与または相続により取得時、相続税・贈与税の納税が猶予される制度。	都道府県知事の認定が必要

この「非上場株式等についての相続税及び贈与税の納税猶予・免除制度(法人版事業承継税制)」は、

平成 21 年度税制改正により創設され、事業承継で発生する相続税・贈与税の負担がその事業の継続に支障を与えないように、所定の要件を具備している場合には、その納税を猶予・免除する制度です。また、平成 30 年度税制改正で、上記の措置（以下「一般措置」）に加え、10 年間の措置として、納税猶予の対象となる非上場株式等の総株式数の最大 3 分の 2 までとする制限を撤廃してその範囲を発行済完全議決権株式等のすべてに拡大し、相続税で 80 %、贈与税で 100%とされている納税猶予割合を 100%一本に引き上げる特例措置（以下「特例措置」）が加わりました。

【非上場株式等についての相続税の納税猶予・免除制度（一般措置）】

本制度は、後継者が相続又は遺贈により取得した株式（ただし、相続開始前から後継者が既に保有していた完全議決権株式を含めて会社の発行済完全議決権株式の総数の 3 分の 2 が上限）に係る相続税の 80%の納税が猶予される制度です。この一般措置の適用を受けるためには、**経営承継円滑化法に基づく都道府県知事の「認定」**を受け、5 年間平均 8 割の雇用維持等の要件を満たす必要があります。仮に、要件を満たせなかった場合には、猶予中の税額を納付しなければなりません。また、主に以下の場合に、猶予された相続税の一部又は全部が免除されます。

- ① 後継者が死亡した場合
- ② 会社が倒産した場合
- ③ 後継者が次の後継者へ事業承継税制を適用して贈与を行った場合
- ④ 同族関係者以外に株式を全部譲渡した場合（譲渡額が猶予額に満たない場合）

【非上場株式等についての贈与税の納税猶予・免除制度（一般措置）】

後継者が贈与により取得した株式（ただし、贈与前から後継者が既に保有していた完全議決権株式を含めて会社の発行済完全議決権株式の総数の 3 分の 2 が上限）に係る贈与税の 100%の納税が猶予されます。要件及び効果については、上記の【相続税の納税猶予・免除制度】と同様です。【贈与税の納税猶予・免除制度】の適用を受けている間に、先代経営者等（贈与者）が死亡した場合には、後継者の猶予されていた贈与税は免除され、代わりに相続税が課税されることとなります。また、一定の手続（切替確認）を受けると、上記の【相続税の納税猶予・免除制度】に移行することができます。

【非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予・免除制度（特例措置）】

中小企業の円滑な世代交代を集中的に促進し、生産性向上に資する観点から、10 年間の贈与・相続に適用される時限措置として特例措置が創設され、抜本的に拡充されました。一般措置と特例措置も納税の猶予という基本的な仕組みは同様ですが、制度上、主として以下のような違いがあります。

	特 例 措 置	一 般 措 置
事前の計画策定等	特例承継計画の提出 (2018/4/1 ~ 2026/3/31)	不要
適用期限 (最初の取得)	10 年以内の贈与・相続等 (2018/1/1 ~ 2027/12/31)	なし
対 象 株 式	発行済完全議決権株式等のすべて	発行済完全議決権株式等の 最大 3 分の 2 まで
納税猶予割合	100%	相続：80%、贈与：100%
承継パターン	複数の株主から最大 3 人の後継者	複数の株主から 1 人の後継者
雇用確保要件	弾力的	承継後 5 年間 平均 8 割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	譲渡対価の額等に基づき再計算した猶予税額を納付し、従前の猶予税額との差額を免除	なし（猶予税額を納付）

以上のとおり、事業承継税制では、相続税と贈与税の納税猶予及び免除制度を組み合わせることで、相続のみならず生前贈与による株式の承継に伴う税負担を軽減することができ、将来にわたる円滑な事業承継が可能となります。なお、特例措置は10年間という時限措置であるため、適用期間に注意が必要です。

事業承継税制は、贈与税や相続税の減免で、事業承継には有効な制度ですが、贈与や相続の時点では納税が発生しなくても、あくまで納税が猶予されているだけで、事業承継を終えたあとも、納税猶予の取り消しや猶予期間が終わる前に納税が必要となる場合があるので、注意が必要です。特に、特例措置を適用しようとする場合には、(1)税理士や金融機関などの認定経営革新等支援機関の指導や助言を受けて作成した特例承継計画（事業承継後5年間の事業計画）を都道府県知事に提出して確認を受け認定書の交付を受ける、(2)贈与または相続の申告書を必ず税務署に提出する、(3)税務署に納税猶予の対象となった税額とそこから計算される利子税の額に応じた担保を提供する、(4)事業承継を行った後、5年経過するまでは毎年都道府県に年次報告書を、税務署には継続届出書を提出するなどの必要がある等々、事務的にも長期間にわたる管理も必要です。このように、メリットは大きいものの、適用にあたってさまざまな要件があり、かつ、手続面でもそれなりに負担があるので、必ずしも使いやすいとはいえません。特に資産税に精通した専門家と十分に計画を立てて、慎重にご検討ください。

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2024	9	5(木)	14:00~16:30	本部	決算事務説明会	福岡ガーデンパレス
	10	15(火)	15:00~15:50	本部	正副会長会	福岡ガーデンパレス
		15(火)	16:00~17:00	〃	理事会	〃
	11	12(火)	15:00~17:00	本部	税を考える週間行事	福岡ガーデンパレス
		15(金)	14:00~15:30	本部	福岡地区五法人会共催講演会	ソラリア西鉄ホテル

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)